保存版

# ＰＴＣＡ規約

横浜市立美しが丘西小学校ＰＴＣＡ

# 目　　次

【横浜市立美しが丘西小学校ＰＴＣＡ規約】


第１章　　名称および事務局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　　目的および活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第３章　　方　針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第４章　　会　員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第５章　　会　計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第６章　　組　織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第７章　　総　会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第８章　　美西くらぶ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第９章　　会計監査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３、４

第１０章　ＰＴＣＡ委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１１章　校外委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１２章　推薦委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１３章　臨時委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１４章　ハンドブック　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１５章　個人情報保護の取り扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・４、５

第１６章　細　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１７章　改　正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

# 横浜市立美しが丘西小学校ＰＴＣＡ規約

## 第１章　名称および事務局

第１条　　この会は、横浜市立美しが丘西小学校ＰＴＣＡといい、事務局を学校内におきます。

## 第２章　目的および活動

第２条　　保護者と教職員が協力し、児童の幸せと健全な成長をはかることを目的とします。また、家庭と学校と地域が一体となりその達成に向け協力をしていきます。

第３条　　前条の目的をとげるために次の活動をします。

１．児童に視点をおき、保護者と教職員が共に学びながら活動します。

２．児童の生活環境の充実をはかります。

３．児童の校外生活をより豊かにするために、地域社会の改善に努力します。

４．その他、この会の目的達成に必要と認めたことを行います。

## 第３章　方　針

第４条　　教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動します。

１．児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。

２．特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行いません。

３．この会、または、この会の委員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしません。

## 第４章　会　員

第５条　　この会に入会できる会員は、次のとおりです。

１．横浜市立美しが丘西小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者。

２．横浜市立美しが丘西小学校の教職員。

第６条　　会員は、すべて平等の権利と義務をもちます。

第７条　　この会への入会は、みなさまの意志にお任せをしており、退会も個人の自由です。

第８条　　ＰＴＣＡの入会は、入会申込書にて入会の有無をご提出いただきます。また、会員は登録後、卒業時まで有効とします。退会の場合は退会申請書を提出します。
但し、入会の可否理由に於いては学校長に一任し、ＰＴＣＡとしては一切掌握いたしません。
なお、学校より非加入の理由を確認し、贈呈品などでかかる費用の請求をさせていただく場合があります。

第９条　　会員は、会費を納めます。

１．会費は一世帯について月額250円とし、半期ごとに会費を納めます。

２．会費の納入期間は毎年４月から翌年の３月までとし、８月を除いた１１ヶ月間とします。

３．半期ごとに、前期は５ヶ月分、後期は６ヶ月分納めます。

４．会員で特別な事情のある場合は、会費の一部または全額を免除することができます。

## 第5章　会　計

第１０条　活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって賄われます。

第１１条　会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第１２条　決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。

第１３条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとします。
前期は、４月１日から９月３０日までとし、後期は、１０月１日から３月３１日までとします。

## 第6章　組　織

第１４条　組織図

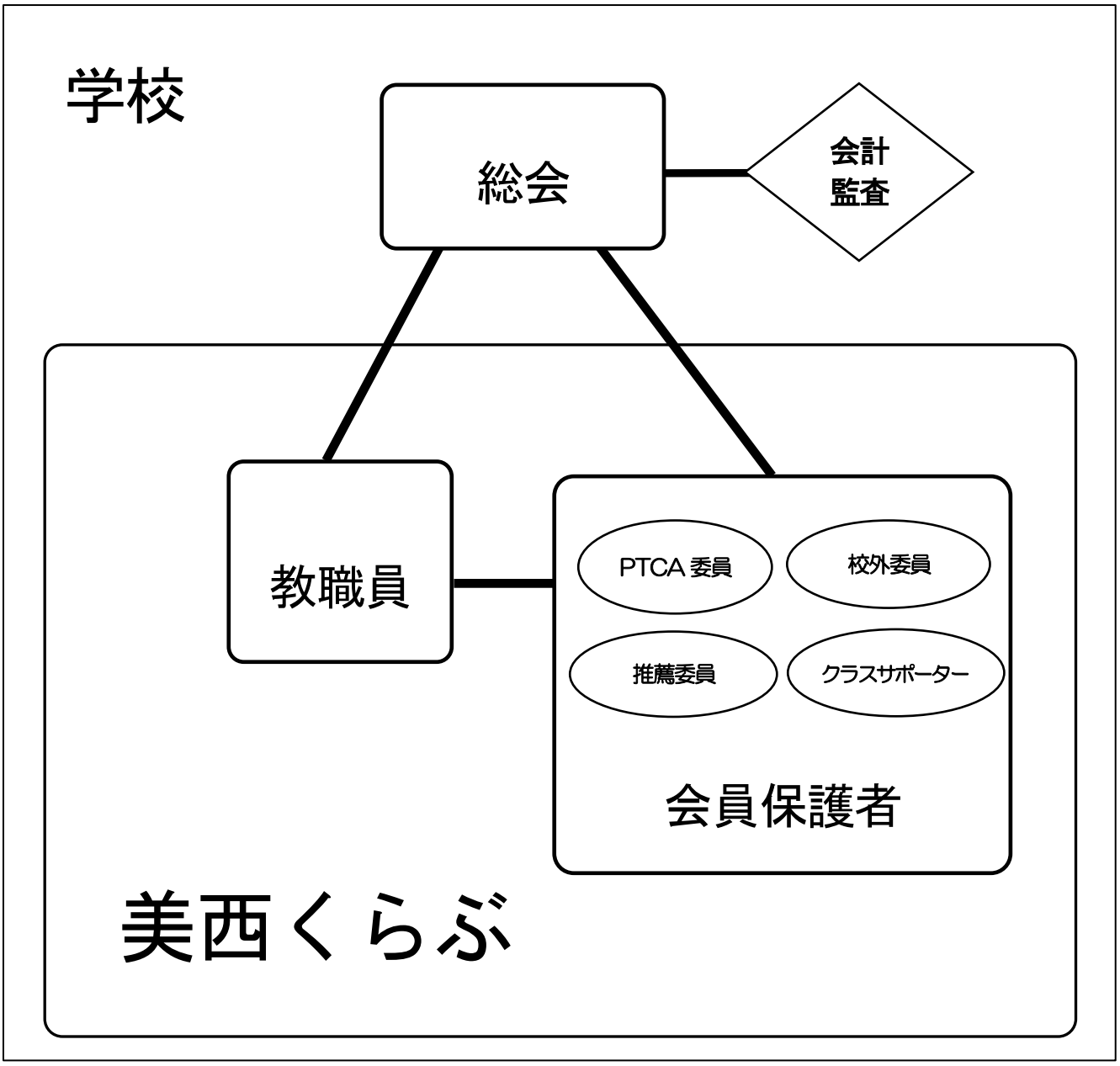

## 第7章　総　会

第１５条　総会は、全会員をもって構成される、この会の最高議決機関です。

第１６条　総会は、定期総会および臨時総会とします。

１．定期総会は年１回年度始めに開催し、前年度活動報告、決算報告、監査報告の審議および承認、新年度の委員、会計監査の承認、新年度活動計画と予算を審議し決定します。

２．臨時総会は、美西くらぶ委員会で必要と認めたとき、または全会員の５分の１以上の要請があったとき開催します。

３．定期総会および臨時総会は、保護者が集まりやすい日時に開催することを原則とします。

第１７条　総会は、全会員の３分の１以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。

第１８条　総会の承認は、出席者の過半数で議決されます。

第１９条　議題の内容は、開催日の１週間前までに全会員に知らせることとします。

## 第8章　美西くらぶ

第２０条　美西くらぶは、次によって構成されます。

１．保護者
２．ＰＴＣＡ委員
３．校外委員
４．推薦委員
５．クラスサポーター
６．教職員

第２１条　美西くらぶの構成員によって構成される委員会を美西くらぶ委員会とします。

第２２条　美西くらぶ委員会は、次の役割を果たします。

１．規約改正の提案
２．ハンドブックの制定および改廃
３．臨時総会の開催要請
４．臨時委員会の設置
５．緊急を要する事項についての総会に代わる決定権
但し、決定においては、次の総会において承認を得るものとします。

第２３条　美西くらぶは、必要に応じ都度開催いたします。

## 第9章　会計監査

第２４条　会計監査は、２名以上の会計監査員と１名の担当教職員で構成されます。

第２５条　会計監査員の選出は、推薦委員会において候補者を選出し、総会の承認を得て定めます。

第２６条　会計監査員の任期は１年とし、再任は認められません。

第２７条　会計監査員は、年２回厳正に会計監査を行います。また、必要に応じて随時会計監査を行うことができます。

## 第１０章　ＰＴＣＡ委員会

第２８条　ＰＴＣＡ委員会は、保護者、教職員と協力して、児童の学校生活や行事がより充実して楽しくなるように推進をします。
ＰＴＣＡ委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

## 第１１章　校外委員会

第２９条　校外委員会は、学校、保護者が地域と協力し、児童の校外生活が安全であるよう指導するとともに、環境を整える活動をします。
校外委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

## 第１２章　推薦委員会

第３０条　会計監査員、ＰＴＣＡ委員、校外委員の候補者を選出する推薦委員会を置きます。
推薦委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

## 第１３章　臨時委員会

第３１条　総会決議または美西くらぶ委員会が、特別な事項について、必要があると認めたとき、臨時委員会を設けることができます。
臨時委員会についての詳細は、ハンドブックで定めます。

## 第１４章　ハンドブック

第３２条　この会の運営に関する詳細をまとめたものをハンドブックとします。また、規約に反しない限り総会または美西くらぶ委員会の議決を経たのち定めます。

第３３条　総会または美西くらぶ委員会は、ハンドブックを改版した場合には、その結果を次期総会に報告します。

## 第１５章　個人情報保護の取り扱い

第３４条　ＰＴＣＡ委員会では、学校からの個人情報は一切受け付けません。また、ＰＴＣＡ委員会と保護者間で提出された書類に記された内容等において個人が特定・識別できる情報（以下、個人情報）については「個人情報の保護に関する法律」ならびに「横浜市個人情報の保護に関する条例」に準拠し、保護者への連絡に使用し、他の目的には使用しません。

但し、ＰＴＣＡ委員会では、学校の行事に関する記録写真については、ＰＴＣＡだより・広報誌・学校ホームページ・その他報告書などに掲載・使用することがあります。

なお、ＰＴＣＡ委員会では、個人情報は、原則として第三者には開示いたしませんが、法令に基づく開示義務を負う場合や、児童・保護者の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合及び緊急の必要があり且つ個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

## 第１６章　細　則

第３５条　各委員会は、運営に関し必要な細則は美西くらぶ委員会で定めることができます。
但し、細則を制定または改廃した場合には次の総会に報告をしなければなりません。

## 第１７章　改　正

第３６条　原則としてこの規約の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成を得なければなりません。
但し、臨時の場合は、美西くらぶ委員会にて提案審議したのち、改正案を全家庭数に配付し過半数の賛成があれば改正することができます。
なお、総会にて審議する場合、改正案は総会開催の少なくとも一週間前までに、全会員に周知することとします。

付則

本規約は、平成２９年４月２８日よりこれを施行します。

改正履歴
平成２５年１１月１６日　初版
平成２６年　１月１６日　第2版
平成２６年　５月１６日　第3版
平成２９年　４月２８日　第4版